

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針・施策の方向性	実施No.	取組名	取組概要	取組指標（KPI） （上段）指標名・指標数値 〔参考（下段）指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 （令和6年度）
		1		P.O.、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。こうして構築されたネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。	地域包括支援センターの認知度、家族の相談件数の推移を成果指標のひとつとして設定するもの。	
		2	家族介護者の生活支援			
		2	102	介護講座の開催	参加者アンケートで介護講座を今後活かせると回答した人の割合 令和4年度：99% → 令和8年度：100% 講座開催の効果指標として目標値を設定。	97%
		2	103	高齢者の排泄相談等の実施	介護講座を今後活かせると回答した人の割合 令和4年度：99% → 令和8年度：100% 全参加者に活用できる講座を目指すため。	96%
		2	104	企業等を対象にした介護への理解促進	出前セミナー数・派遣数（合計） 令和4年度：26回 → 令和8年度：基準値を維持 企業に対する支援を毎年継続的に実施する必要があるため	28回
		2	105	男性向け介護講座の開催	受講者アンケートの満足度 令和4年度：100% → 令和8年度：毎年度90%以上を維持 受講者に講座内容について満足してもらうことで、家族介護者への支援を目指すため。高い満足度を維持していくため講座内容を検討していく。	100.00%
		2	再掲 (6/116)	福祉用具や介護技術に関する相談支援	専門職による相談支援件数 令和4年度：2,537件 → 令和8年度：3,350件 相談支援件数についてコロナ流行前（R1年度実績）を目標値として設定。	2,630件
		2	再掲 (6/152)	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保	（サービスC） サービス終了半年後に他の介護保険サービスを利用していない人の割合（セルフプラン継続率） R3：サービス終了者97名中55名（57%）がセルフプラン継続中。 →R8：サービス終了者の半年後のセルフプラン継続率が70%（従前相当・サービスA） 【未設定】 （サービスB） 住民主体の助け合い活動の実施件数 令和4年度：1,634件 → 令和8年度：3,000件 （サービスC） 対象者が自立した日常生活を営むことができるよう介入するサービスであるため、セルフプランにより日常生活自立度を維持できている対象者の割合を評価する。 【未設定】適切なケアマネジメントによりサービス提供するため、目標数値等の設定はできない （サービスB） 住民主体によるサービスを広げるため、マッチング件数を指標に設定。	（地福）（サービスB） 住民主体の助け合い活動の実施件数 2,596件 【紹介】 （サービスC） サービス終了者（R6年度前期）の半年後のセルフプラン継続率84%
		2	再掲 (6/153)	訪問介護等介護保険（在宅）サービスの提供	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。 在宅サービス利用者数 令和4年度：34,738人 → 令和8年度：37,586人 令和6年3月に策定した「北九州市しあわせ長寿プラン」の成果指標による。	在宅サービス利用者数 36,009人
		3	選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～			
		1	不安を安心へ			
		1	地域包括支援センターの体制整備			
		1	106	相談体制の充実	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、相談窓口の充実を図ります。地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ出向き「高齢者いきいき相談（巡回相談）」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、複雑化・複合化する相談に対応するため、区役所内の相談窓口が連携して対応する包括的な支援体制の構築を進めます。 地域包括支援センターの機能充実や相談窓口の強化にあたり、相談件数を評価数値のひとつとしてその効果を測るもの。	219,975件
		1	107	地域包括支援センターの運営	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図るとともに、「ダブルケア」等にもみられる多様化するニーズや、介護する側の相談にも応じる窓口として陳列していきます。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化します。緊急時には「24時間365日緊急対応事業」を行います。「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やN.P.O.、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。こうして構築されたネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。 ・地域包括支援センターの認知度 令和4年度：43.6% → 令和8年度：基準値より増加 ・地域包括支援センター相談件数 令和4年度：226,059件 → 令和8年度：246,000件 ・地域包括支援センターの認知度、家族の相談件数の推移を成果指標のひとつとして設定するもの。	・地域包括支援センターの認知度 次回調査は、令和7年度予定 ・地域包括支援センター相談件数 219,975件

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針 施策 の 実施 状況	通し No.	取組名	取組概要	取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 〔参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 (令和6年度)	
1	1	108	地域ケア会議の開催	地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健・医療・福祉・介護に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進します。	地域ケア個別会議開催回数 令和4年度:611回 → 令和8年度:現状維持 24圏域で概ね月1回開催する地域ケア個別会議を目標値として設定	568回	
		109	出張所での保健福祉業務の対応	大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。	〔未設定〕 各出張所において保健福祉業務に対応する体制を維持するものであり、目標値の設定はなし。	各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数 27,368件	
		再掲 (No.73)	重層的支援体制整備事業の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」を実施する。	〔未設定〕 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の構築に向け、個別支援と地域づくりを一体的に進める体制整備のため、定量的に成果を数値で表すことができない。 一方で、本事業に取り組むことで、地域の多様な社会資源を活用した支援を展開することができるため、取組状況の数値として、本事業により支援に関わった件数とする。	重層的支援体制整備事業により支援に関わった件数（多機関協働事業、併走型支援事業など）：21件	
		再掲 (No.78)	自立支援・重症化防止に向けたケアマネジメント	地域包括支援センター等において、要支援1・2及び事業対象者に対し、自立支援及び重症化防止に向けたケアマネジメント（ケアプラン作成等）を行います。また、適切なケアマネジメントを確立するための取組として、地域ケア会議やケアマネジメント研修の充実を図ります。	・ケアマネジメント研修 「自立支援・重症化防止に向けたケアマネジメント（生活習慣病予防・重症化予防）」に関するテーマで各区年間1回実施。 ・地域ケア個別会議開催回数 令和4年度:611回 → 令和8年度:現状維持 ・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 令和4年度:全事例 → 令和8年度:全事例 ・各区のケアマネジメント研修回数、24圏域で概ね月1回開催する地域ケア個別会議を目標値として設定	・ケアマネジメント研修 「自立支援・重症化防止に向けたケアマネジメント（生活習慣病予防・重症化予防）」に関するテーマで各区年間1回実施。 ・地域ケア個別会議開催回数：568回 ・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 全事例	
		2 在宅医療・介護連携の強化					
		110	保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの機軸を通して、地域福祉の推進を図ります。	各区推進協議会に参加する団体数 令和4年度：210団体 → 令和8年度：210団体（現状水準の維持） 各区の保健・医療・福祉・地域連携システムの充実を図るため、推進協に参画している団体数を指標として設定。	206団体	
		111	とびうめ@きたきゅうの推進	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係部署が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。	〔未設定〕 「とびうめ@きたきゅう」について活用が見込める部署ごとに業務内容や取組状況が異なるため、成果指標は設定できない。	全区の統括支援センター及び消防局（指令センター）に「とびうめ@きたきゅう」閲覧用端末を配置した。	
		112	北九州医療・介護連携プロジェクトの推進	病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らすことができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターによる医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図ります。また、在宅医療を提供する医療機関などを閲覧できる情報システムの公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組めます。さらに、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において策定した3つのプロジェクト（とびうめ@きたきゅう、病院窓口ガイド、医療・介護連携ルール）の普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。	「とびうめ@きたきゅう」登録者数 令和4年度（令和5年3月末時点）：36,534名 → 令和8年度目標：70,000名 多職種・多機関連携の起点となる情報共有システム（「とびうめ@きたきゅう」）の登録者数であり、指標として適切であると考えられるため。	50,265名（R7.3月末時点）	
		113	在宅医療の普及啓発	通院が難しくなった場合や退院後の療養の場を考える際の選択肢の一つとなる在宅医療について、理解度や知識が高まるよう普及・啓発を進める。	高齢者等実態調査における、人生会議（ACP）を実施している人の割合 〔令和4年度〕32.8％ → 〔令和8年度〕35.0％ 在宅医療において人生会議（ACP）は重要な要素であり、『人生会議（ACP）の実施率』は、在宅医療がどの程度市民に普及しているかを測る指標として適切であると考えられるため。	・在宅医療新規参入・拡充のための医師向け研修会を実施した。 ・人生会議（ACP）の普及啓発用チラシを作成し、医療機関や薬局、高齢者施設や区役所等に配布し、普及啓発活動を実施した。 ・北九州市医師会に委託し市内5カ所に設置している「在宅医療・介護連携支援センター」により、関係機関や市民に対し在宅医療の普及啓発活動を実施した。	
		114	かかりつけ医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。	高齢者等実態調査における「かかりつけ医」を決めている人の割合 〔令和4年度〕一般：86.2%、在宅：95.0%、若年：59.9% → 〔令和8年度〕一般：87%、在宅：96%、若年：60% 「かかりつけ医」を決めている人の割合は、かかりつけ医の普及・啓発の指標として適切であると考えられるため。	市民への普及啓発を目的に、「かかりつけ医」に関する内容を市ホームページに掲載した。	
		115	かかりつけ歯科医の普及啓発	治療だけでなく継続的な歯・口腔の健康管理を行う「かかりつけ歯科医」について、様々な機会を通じて普及啓発を図ります。	かかりつけ歯科医がいる者の割合（一般高齢者） 令和4年度：77.9% → 令和8年度：80.0% 第2次プランと同指標について、目標未達成であるため同目標値を設定	歯周病（歯周疾患）検診の対象者に新たに30歳を加えて実施した。	

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針・施策の方向性	実施年度	通し No.	取組名	取組概要	取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由]	取組状況 (令和 6 年度)
		2	116	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。	くすりのセミナー実施回数 令和 4 年度：8 回 → 令和 8 年度：12 回 市民に対して、かかりつけ薬局や薬剤師の必要性等について、直接啓発を行った回数を成果の指標とする。	11 回
		2	再掲 (No.107)	地域包括支援センターの運営	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図るとともに、「ダブルケア」等にみられる多様化するニーズや、介護する側の相談にも応じる窓口としてPRしていきます。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化します。緊急時には「24時間365日緊急対応事業」を行います。「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、積極的・包括的なケアマネジメントを実施します。こうして構築されたネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。	・地域包括支援センターの認知度 令和 4 年度：43.6% → 令和 8 年度：基準値より増加 ・地域包括支援センター相談件数 令和 4 年度：226,059 件 → 令和 8 年度：246,000 件 地域包括支援センターの認知度、家族の相談件数の推移を成果指標のひとつとして設定するもの。	・地域包括支援センターの認知度 次回調査は、令和 7 年度予定 ・地域包括支援センター相談件数 219,975 件
3 地域リハビリテーションの充実							
		3	117	リハビリテーション専門職の地域派遣	医療機関等のリハビリテーション専門職を、住民が運営する地域活動等に派遣し、一人ひとりの身体機能や生活環境に合った効果的な介護予防の方法について助言・指導等を行います。	派遣回数 令和 8 年度：400 回 リハビリテーション専門職を地域に派遣し、介護予防や健康づくりについて助言・指導した回数 (令和 5 年度から事業の部署移管があり、数値集計基準が異なるため、R4 年度数値は記載していない。)	513 回
		3	118	福祉用具や介護技術に関する相談支援	在宅生活を支える専門支援拠点として、高齢者や障害者、その家族および支援機関等に対して福祉用具や介護方法に関する助言や指導等を行います。	専門職による相談支援件数 令和 4 年度：2,537 件 → 令和 8 年度：3,350 件 相談支援件数についてコロナ流行前 (R1 年度実績) を目標値として設定。	2,630 件
		3	119	地域リハビリテーション支援体制の構築	高齢者や障害のある人とその家族が、住み慣れたところで一生安全にその人らしくいきいきとした生活ができるよう、地域リハビリテーション支援センターを設置し、ケアマネジャーや地域包括支援センター等からの相談に対し自立支援につながる助言・提案を行います。また、地域の医療機関等の協力を得て、市民が身近な地域でリハビリテーションに関する相談や支援が受けられる体制を構築します。	・北九州市地域リハビリテーション支援センターへの相談件数 令和 4 年度：430 件 → 令和 8 年度：650 件 ・リハ専門職の助言・提案により高齢者の自立支援に活かすことができた割合 令和 4 年度：92% → 令和 8 年度：95% ・支援センターへの相談件数により認知度や地域への関わりを確認するため ・リハ専門職の助言や提案が高齢者の自立支援につながったと回答した割合により事業効果を確認するため。	・北九州市地域リハビリテーション支援センターへの相談件数 429 回 ・リハ専門職の助言・提案により高齢者の自立支援に活かすことができた割合 89%
		3	120	リハビリテーションに関する情報発信およびネットワークの構築	保健・医療・福祉・介護の関係者によるリハビリテーション連絡協議会の設置・運営や、地域リハビリテーションに関する研修会を開催し、地域リハビリテーションの推進に取り組めます。	研修内容が今後の支援に活かされると回答した割合 (R4：98.5%→R8：100%) ・支援センターへの相談件数により認知度や地域への関わりを確認するため ・リハ専門職の助言や提案が高齢者の自立支援につながったと回答した割合により事業効果を確認するため。	97.30%
		3	新規 (R7)	介護テクノロジーの普及に向けたネットワークの構築	当事者をはじめ保健・医療・福祉・介護関係者や大学、企業等と連携のうえネットワーク構築を図り、ワーキンググループによる事例の蓄積や情報発信等をとおして、介護テクノロジーの活用促進、専門人材の育成、新たな製品開発等につなげます。	ネットワーク参加団体 令和 8 年度：30 団体 (令和 7 年度：20 団体) ネットワークの広がりを示す指標として目標値を設定。	R7 年度新規事業のため、実績なし
4 一人暮らしの高齢者の安心を支援							
		4	121	「終活」に関する相談と支援	北九州市社会福祉協議会が取り組む「終活」の相談を通して、ニーズの把握に努め、支援策の具体化を目指します。	【未設定】 社協での試行実施のため。	【参考】 社協での終活相談対応件数 (相談内容ごとの総件数) 195 件
		4	再掲 (No.60)	いのちをつなぐネットワークの推進	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を 1 人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。	・いのちをつなぐネットワーク活動件数 (ネットワーク構築、個別相談、安否確認等) 令和 4 年度：1,988 回 → 令和 8 年度：現状水準の維持以上 ・いのちをつなぐネットワーク協力会員数 令和 4 年度：82 団体 → 令和 8 年度：90 団体 いのちをつなぐネットワーク担当係長の活動回数 (地域とのネットワークづくり、個別相談支援、安否確認)、いのちをつなぐネットワーク参加団体数を成果指標に設定。	・いのちをつなぐネットワーク活動件数：1,970 件 ・いのちをつなぐネットワーク協力会員数 (見守り部会)：87 団体
		4	再掲 (No.62)	I C T を活用した地域の見守り力の強化	タブレット端末などの ICT を活用し、定例会議のオンライン化や情報共有などを行うことで仕事をしながらでも民生委員・児童委員活動がしやすい環境を整備する。	・民生委員・児童委員の充足率 令和 4 年度：94.9% → 令和 8 年度：現状維持 ・活動回数 (見守り、相談活動等) 令和 4 年度：61,012 回 → 令和 8 年度：現状維持 毎年度、検討モデルの実用化を目指す。	・民生委員・児童委員の充足率 96.7% ・活動回数 (見守り、相談活動等) 57,155 回

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針・施策の方向性	施策No.	通しNo.	取組名	取組概要	取組指標（KPI） （上段）指標名・指標数値 〔参考（下段）指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 （令和6年度）
3	安全・安心に暮らし続けられる環境づくり	1	再掲 (No.64)	市営住宅におけるふれあい巡回の実施	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上の単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。	単身高齢者に対する訪問等回数 令和4年度：2.6回/1人当たり →令和8年度：2.5回以上/1人当たり	ふれあい巡回員が、市営住宅に住む一人暮らしの65歳以上の高齢者を訪問し、必要な情報提供や抱えている悩みなどの相談先を助言するなどの活動を行った。 令和6年度は対象者9,709人に対して延べ23,414回の訪問を実施、延べ44,065件の相談等に応じた。
						単身高齢者が市営住宅において安心して暮らせるように、これまでの実績（年間2.6回/1人）をもとに設定。	
				重層的支援体制整備事業の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」を実施する。	【未設定】	重層的支援体制整備事業により支援に関わった件数（多機関協働事業、伴走型支援事業など）：21件
						重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の構築に向け、個別支援と地域づくりを一体的に進める体制整備のため、定量的に成果を数値で表すことができない。 一方で、本事業に取り組むことで、地域の多様な社会資源を活用した支援を展開することができるため、取組状況の数値として、本事業により支援に関わった件数とする。	
				実情に応じた介護サービス基盤の整備	高齢者が介護や医療が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備に努め、地域包括ケアシステムを推進します。整備に際しては、公費等を行い、民間事業者が行う介護保険施設等の整備や利用者の安全を守るための施設改修等に必要な費用の補助を行い、本市の実情に応じた基盤整備に取組みます。	地域密着型サービスの新設件数 → 令和8年度まで7事業所（手上げを含む）	【令和6年度選定実績】 特定施設入居者生活介護 1事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 整備計画(R6～R8) 北九州市いきいき長寿プランに基づく。
						地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備を目的としているため、今後の促進が望まれる地域密着型サービスの整備に係る指標として地域密着型サービスの新設数を目標値とする。	
				サービス付き高齢者向け住宅の普及	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。	高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合 令和2年：4% → 令和14年：4%	高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合：4.18% （サ高住）登録棟数38棟、登録戸数1,579戸
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
				高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。	高齢者向け優良賃貸住宅の入居率 令和4年度：90.1% → 令和8年度：80%	20団地 管理戸数486戸、入居率87.2%
						補助制度が令和14年度に全て終了予定であり、今後入居者の漸減が予想されるが、コミュニティの形成や高齢者の居住の安定確保の観点から、指標の設定は入居率80%以上を維持する。	
				市営住宅における住宅困窮者募集（高齢者枠）の実施	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。（なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。）	住宅困窮者募集戸数（重複募集戸数） 令和4年度576戸 → 令和8年度まで500戸／年	市営住宅の定期募集において、特に住宅困窮度が高いとされる方（高齢者、障害者、母子・父子世帯、多子世帯）に対し、一般募集とは別に募集枠を確保することにより、入居選考において優先的な取扱いを実施し、入居に結びつけている。 令和6年度実績 住宅困窮者募集 実募集戸数300戸。 （重複募集住戸520戸 うち年長者募集234戸 募集倍率7.4倍）
優先的に募集枠を確保することで、入居機会を高めることができるため、これまでの指標数値を継続するもの。							
3	安全・安心に暮らし続けられる環境づくり	1	再掲 (No.64)	市営住宅における住宅困窮者募集（高齢者枠）の実施	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。（なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。）	令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	
						令和5年1月に策定した「北九州市住生活基本計画」の成果指標による。	

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針	施策	通し No.	取組名	取組概要	取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 〔参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 (令和6年度)		
1	1	1	161	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。	高齢者向け優良賃貸住宅の入居率 令和4年度: 90.1% → 令和8年度: 80% 補助制度が令和14年度に全て終了予定であり、今後入居者の増減が予想されるが、コミュニティの形成や高齢者の居住の安定確保の観点から、指標の設定は入居率80%以上を維持する。	20団地 管理戸数486戸、入居率87.2%		
			162	高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、高齢者・障害者住まい探し協力の紹介や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度、居住支援法人等の情報提供を行います。	協議会と幹事会の開催回数 令和4年度: 2回 → 令和8年度まで2回/年 協議会を年1回開催、協議会を補佐する(具体的な議論を進める)幹事会を随時開催することで、円滑な入居を支援するため。	協議会: 2回 幹事会: 1回 計3回		
			163	健康にもメリットがある省エネ住宅の普及促進	ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅の脱炭素化に健康や快適性のメリットを感じ、自主的な取組みがなされるよう、事業者や市民に向けて情報を発信します。	・技術力向上研修の満足度 令和8年度: 80% ・技術力向上研修における技術考查の合格率 令和8年度: 80% セミナー受講者の満足度を目標値として設定。	・kitaQ ZEH建設現場見学会の満足度: 100% ・健康やコストパフォーマンスに関する理解度: 97%		
1	1	1	164	市営住宅における住宅困窮者募集(高齢者枠)の実施	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。)	住宅困窮者募集戸数(重複募集戸数) 令和4年度576戸 → 令和8年度まで500戸/年 優先的に募集枠を確保することで、入居機会を高めることができるため、これまでの指標数値を継続するもの。	市営住宅の定期募集において、特に住宅困窮度が高いとされる方(高齢者、障害者、母子、父子世帯、多子世帯)に対し、一般募集とは別に募集枠を確保することにより、入居選考において優先的な取扱いを実施し、入居に結びつけている。 令和6年度実績 住宅困窮者募集 実募集戸数300戸。 (重複募集住戸520戸 うち年長者募集234戸 募集倍率7.4倍)		
			165	市営住宅におけるバリアフリー化の推進	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。 また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した住戸への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。	・総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合 令和4年度: 39% → 令和8年度: 43% ・すこやか改善事業 令和4年度: 124戸(総実績戸数5,158戸) → 令和8年度: 年間200戸目標 前計画において年1%ずつの目標値増加を達成できたため、引き続き年1%ずつの目標値増加を設定するもの。 市営住宅の高齢化率は49%と高く、高齢者仕様の住宅が必要とされていることから、階段室型の1,2階とエレベーター付きの全住戸、約10,000戸を対象に、年間約200戸程度の高齢者向け改善を実施する必要があるため。	・総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合: 41% 令和6年度のバリアフリー住戸の供給率目標を達成した。 ・すこやか改善事業 令和6年度実績: 39戸 総実績戸数: 5,299戸		
			166	庁内における熱中症対策の推進	改正気候変動適応法に基づき、令和6年4月より新設された「熱中症特別警戒情報」の発表等に備えて、庁内の連絡体制や、暑熱避難施設の指定など、熱中症対策に係る庁内での推進体制を構築し、高齢者をはじめとする市民の熱中症被害の防止を図る。	【未設定】 改正法に基づき、主に庁内の協力体制の整備等を担う事業であるため、定量的に評価できるものではなく、目標値の設定には馴染まない。	【参考】 ・第1回北九州市熱中症対策推進連絡会議の開催(開催日: 5月16日) ・暑熱避難施設の指定数: 225施設(公共: 161施設、民間: 64施設)(R6年度未現在)		
1	1	1	167	熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動	高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクについて、ホームページなどを通して情報提供を行い、高齢者の事故を未然に防止するための啓発活動を推進します。 また、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行います。特に熱中症への注意が必要な高齢者等に対して、周囲の見守りや重点的な呼びかけができるよう、関係機関と連携します。	【未設定】 ホームページなどでの啓発は、数値化することができないため、指標を設定することができない。	ホームページなどの広報媒体を通して、熱中症やヒートショックに陥るリスクやその対策について、啓発活動を実施した。		
			2 外出したくなる環境づくり						
			168	シルバーひまわりサービスによる外出支援	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。	シルバーひまわりサービスの利用件数(年間) 令和4年度: 4,241件 → 令和8年度: 4,900件 北九州市社会福祉協議会が実施しているシルバーひまわりサービスの利用件数を指標として設定。	4,628件		
2	2	2	169	買い物応援ネットワークの推進	地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援などの取組みを通して、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。	コーディネーターによる支援件数 令和4年度: 30回 → 令和8年度: 60回 住民主体の買い物支援を広げるため、コーディネーターが支援した回数を指標に設定。	24回		
			170	安全で快適な歩行空間の整備	すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。	特定道路のバリアフリー化整備率 令和4年度: 98% → 令和8年度: 100% 特定道路の歩行空間のバリアフリー化を進めるため。	98%		

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標	方針	施策	通しNo.	取組名	取組概要	取組指標（KPI） （上段）指標名・指標数値 〔参考（下段）指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 （令和6年度）	
			2	171	地域に役立つ公園づくり	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。	【未設定】 地域団体の協力による校区選定であるため指標設定は難しい。	関心のある地域団体に意向確認を行い、2校区でワークショップを開催できた。
			2	172	ユニバーサルデザインタクシー車両等導入支援	高齢者や車いす利用者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー等の普及を促進します。	【未設定】 事業主体（交通事業者）に対する側面支援であるため。また、導入台数については、経営状況等を踏まえながら各年度の方針を立てるため、具体的な目標値の設定は難しい。	30台
			2	173	JR既存駅のバリアフリー化	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組めます。	JR若松線におけるバリアフリー化整備 令和4年度：2駅 → 令和8年度：3駅 利用者数2,000人/日以上の駅	2駅（累計）
			2	174	超低床式乗合バスの導入	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。	・バス事業者のノンステップバス等の導入台数 ※目標数値設定なし ・老朽化したバス車両を、随時低床車両に更新 事業主体（交通事業者）に対する側面支援であるため。また、導入台数については、経営状況等を踏まえながら各年度の方針を立てるため、具体的な目標値の設定は難しい。	【都市戦略局】0台 【交通局】・令和6年度 ノンステップバス6台購入 低床車両 ・令和3年度 5台 ・令和4年度 1台 ・令和5年度 6台
			2	175	モビリティ・マネジメント	モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組です。高齢者等を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。	モビリティマネジメントの継続実施 令和3年度以降：3回/年以上実施 地域公共交通計画におけるKPIと同じとした。	11回
			2	176	おでかけ交通の運行の支援	バス路線廃止地区などの公共交通空白地域において、地域住民の生活交通を確保するため、採算性の確保を前提として、地域住民、交通事業者、北九州市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行します。	公共交通人口カバー率 令和3年度：86.3% → 令和8年度：86%を維持 北九州市地域公共交通計画で設定したKPIと同様実績値については、R8に調査予定	（次回は令和8年度調査予定）
			2	177	バス事業者の車両小型化による路線維持の支援	バス路線の廃止予防のため、車両を小型化し、運行の効率化を図るバス事業者に対し支援します。	公共交通人口カバー率 令和3年度：86.3% → 令和8年度：86%を維持 北九州市地域公共交通計画で設定したKPIと同様実績値については、R8に調査予定	（次回は令和8年度調査予定）
			2	178	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。	【未設定】 申請されたものを審査、検査するものなので、目標値設定はできない。	令和6年度までの累計申請件数 5件
			2	179	ウォークアブル空間の創出	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出する。	国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標（安心感・寛容性・安らぎ感・期待感）」 各要素が6点以上（各8点満点） 各要素の測定項目である活動（利用の仕方）と主観（感じ方）がそれぞれ3点以上（各4点満点）	紫川周辺エリアにおいて、多くの市民や観光客が行き来する小倉城周辺の回遊性向上や、紫川・勝山公園などの公共空間を有効活用し、歩いて楽しいウォークアブル空間の創出した。 黒崎地区では、居心地よい都市空間を創出するための一つの取り組みとして、商店街における低利用不動産の多様な活用方法を探る社会実験を実施した。 スペースワールド駅の高架下において、公共空間の活用方法と賑わい創出を探る社会実験、バル&マルシェを開催した。
			2	180	市営バスのふれあい定期の発行	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高齢引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引します。	【未設定】 「ふれあい定期」の年間交付枚数を同程度維持する指標として設定。現状維持による高齢者支援に加え、運転免許証を自主返納した高齢者への「ふれあい定期」料金の割引制度は、高齢者による交通事故の抑制及び運転免許証返納後の高齢者の移動手段の確保を目標としているため。 また、高齢者の運転免許証自主返納者に対する対策については、市民文化スポーツ局安全・安心推進部において、市全体の施策調整を行っており、交通局単独で目標値を設定することが困難であるため。	—

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標 方針 施策 の 方向性	施策 No.	取組名	取組概要	取組指標（KPI） （上段）指標名・指標数値 〔参考（下段）指標設定の考え方・未設定理由〕	取組状況 （令和6年度）	
2	2	181	小型車両を活用したお買い物バスの運行	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。	路線数及び運行便数 令和4年度：7路線37便 → 令和8年度：7路線37便	7路線37便
	2			高齢者が利用される「お買い物バス」の運行数を指標として設定		
	2	再掲 (No.55)	地域でGO!GO!健康づくり	地域の健康課題に沿った取組みを実施している団体 令和9年度：100%	全てのまちづくり協議会（137団体）で実施	
	2			＊現状値はR6に集計		
	2			人とのつながり（ソーシャルキャピタル）を活用した、地域の健康課題の解決に取り組みを全校区で実施するため、目標値として設定。		
	2					
	3 安全・安心な生活を守る					
	3	3	182	福祉避難所の速やかな開設に向けた検討	【未設定】	—
	3			速やかな福祉避難所の開設・運営		
	3	3	183	あんしん情報セットの普及	万が一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報）を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。	あんしん情報セットの配布数 令和4年度：1,269個 → 令和8年度：2,680個
3			あんしん情報セットの利用を拡大するため、配布数を指標に設定。			
3	3	184	福祉避難所の拡充	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。	福祉避難所協定施設数 令和4年度末：84施設 → 令和8年度末：97施設	91施設
3			福祉避難所の「量的な確保」の指標として、協定施設数を成果指標とする。			
3	3	185	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）を名簿に登録し、平常時から自治会（市民防災会）などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。 また、避難行動要支援者の個別避難計画が自治会などによって作成されるよう支援します。 併せて、自治会などによって作成することが困難な個別避難計画は、福祉専門職と連携して作成することで、個別避難計画の作成を促進します。	個別避難計画の作成率 令和4年度：57.7% → 令和8年度：85%	68%
3			毎年度、一定数の避難行動要支援者の入れ替わりがあるため、すぐに作成率を100%に近づけることは困難であるが、可能な限り100%に近づけるよう毎年度最大限に取り組む目標を設定。			
3	3	186	地区防災計画の策定の推進	地域防災力の向上を目的として、小学校区や町内会、マンションなど、様々な地域単位での地区防災計画作りを支援する。	地区防災計画策定数 令和4年度：37件 → 令和8年度：58件	地区防災計画策定数 42件
3			地域が一体となって取り組んだ成果として、地区防災計画の作成地域数を指標とする。			
3	3	187	高齢者向け交通安全の推進	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。	運転免許証自主返納数 令和4年度：3,000人 → 令和8年度：3,000人	3,065人
3			社会的に高齢者運転者の事故に関する問題が顕在化しており、事業継続が必要な分野であり、安全教育の重要性を鑑みて教養参加者数を設定			
3	3	188	高齢者の犯罪被害防止に向けた啓発の推進	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演の実施や、社会的に問題となっている二重電話詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の市民を対象に、被害防止に有効である事前警告及び自動録音機能を有する固定電話機の購入費の一部を補助するなど、高齢者の被害未然防止につなげます。	・高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数 令和4年度：0回 → 令和8年度：5回 ・電話機を設置したことによる安心感 令和4年度：96% → 令和8年度：95%以上を維持 高齢者の防犯意識や危機回避能力の向上を図るために実施した出前講演数を活動指標とするもの。	・高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数（安全・安心推進部） 23回 ・電話機を設置したことによる安心感 97%
3			補助金申請者に対して行うアンケートから、電話機設置による安心感を目標値として設定。			
3	3	189	高齢者に対する消費者被害防止の啓発	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。	啓発講座（高齢者対象）の受講者数 令和4年度：696名 → 令和8年度：1,000名	1,534名
3			高齢者及び民生委員、介護事業者への直接的な情報提供に頼る啓発講座は非常に有効な事業であるため、その受講者数を成果指標とするもの。			
3	3	190	高齢者等の住宅防火対策の推進	住宅火災による高齢者や障害者の被害を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者等の訪問活動を行い、設置義務から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、住宅防火対策を積極的に推進します。	住宅火災による死者数10年平均値以下：9.2人 令和4年度：10人 → 令和8年度：住宅火災による死者数10年平均値以下（H28～R7）	1.4人（令和6年中）
3			高齢者等の住宅防火対策を推進し、火災及び被害の防止を図り、その成果を数値化するため、上段指標とした。			

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書

目標 方向性	施策 No.	取組名	取組概要	取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由]	取組状況 (令和6年度)
3 3 3 3 3 3 3 3	191	福祉施設等の防火安全対策の推進	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を調査で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。	【未設定】	【参考】 令和6年度における福祉関連施設（老人ホームや老人デイサービスなど）の査察件数：519件
				消防法に基づき実施している査察は、必要に応じて実施するものであることから、数値目標の設定は、未設定とするもの。	
	192	福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。	福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数 令和4年度：511人 → 令和8年度：1,500人	545人
				高齢者と接する機会が多い福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)が一定の頻度で応急手当講習を受講することで、救命率の向上が期待できるため。また、数値は新型コロナウイルス流行以前の人数に設定した。	
	193	高齢者に対する予防救急の普及啓発	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。 各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。	【未設定】	広報媒体（ホームページ等）を通して、高齢者が家庭内などで負傷する事故について、注意喚起を図った。
				普及啓発は数値で測ることができないため、指標を設定することができない。	
	再掲 (No.59)	あんしん通報システムの設置	在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。 また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	新規設置件数 令和4年度：351件 → 令和8年度：360件以上	新規設置件数：343件
				安全安心を確保するための事業であり、定量的効果や定性効果を求めるものではないが、本事業を必要とする方への広報活動により一定数以上の新規設置数を確保することは可能と考え上記指標とした。	